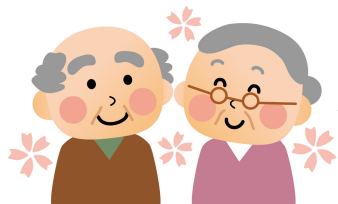


介護保険申請中または取得済みの方



病院でリハビリ
できないかねえ？



病気や怪我の発症からどれくらい経過しているかによっ
て、リハビリができるかできないかが決まります。下の図
を参考にしてください。

病気・怪我のタイプ	発症日	180日 (半年)
脳血管疾患等	外来：リハビリできます。	外来：リハビリできません。
	入院：リハビリできます。	入院：原則月4時間程度までに制限されます。
運動器疾患等	発症日	150日 (5カ月)
	外来：リハビリできます。	外来：リハビリできません。
その他疾患	入院：リハビリできます。	入院：原則月4時間程度までに制限されます。
	発症日	120日 (4カ月)
その他疾患	外来：リハビリできます。	外来：リハビリできません。
	入院：リハビリできます。	入院：原則月4時間程度までに制限されます。

※その他疾患とは脳血管や運動器疾患に該当しない疾患で、加えて廃用症候群が進んでいると判断された場合のみです。判断基準はバーサルインデックスで85点以下です。

- 介護保険をお持ちで「リハビリできません。」の対象の方は、介護保険で行っている別のリハビリサービスをご利用ください。
- 新たに病気や怪我の発症があれば、「上記のリハビリできます。」の期間中は医療保険でのリハビリ実施が可能です。
- ただし、介護保険で通所リハビリや訪問リハビリを受けておられる方は、同時に病院でのリハビリは実施できません。
- 病院での自費でのリハビリについてはお問合せください。